

平成25年11月25日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽**民間投資活性化等のための税制改正大綱**

ー消費税引上に伴い必要とされる経済対策としての減税策ー

●10月1日消費税引き上げ決定と同時に発表

10月1日、与党税調は消費税引上に伴う経済対策と成長力強化のため総合的な対策が必要だとして民間投資を活性化させるための税制措置を通常の年度税制改正と切離し前倒しで決定しました。なお、この税制改正は政府の「日本再興戦略」枠組みを決める「産業競争力強化法」(11月19日衆院通過、20日参院本会議審議入)の成立施行を前提としていますので、同法(以下「強化法」と略記)の施行開始と見込まれる平成26年1月以後の投資等が減税の対象となります。

●主な改正内容

- ①生産性向上設備投資促進税制……強化法施行日から平成29年3月31日までの間に、青色申告法人が強化法に規定される「先端設備」「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」を取得し事業供用した場合、その設備は即時償却(28年4月1日以後取得分は50%)または取得価額の5%(28年4月1日以後取得分は4%)の税額控除が受けられます。なお、強化法施行日以後平成26年3月31日までに終了する事業年度で取得した設備についての特別償却・税額控除は翌事業年度で適用されます。
- ②ベンチャー投資促進税制……強化法施行日から平成29年3月31日までの間に、同法に規定の認定を受けたベンチャーファンドに係る組合契約を締結している青色申告法人が、その認定日以後そのベンチャーファンドに出資してベンチャー企業の株式を取得した場合、平成26年4月1日以後の事業年度終了日におけるその株式の帳簿価額の80%相当額を経費に算入できます。なお、経費に算入した金額は翌事業年度から保有期間中はベンチャーファンドの存続する限り、洗替されながら引き続き計上されます。
- ③所得拡大促進税制の拡充・延長……平成26年4月1日以後終了する事業年度から平成30年3月31日以前に開始する各事業年度において、青色申告法人の国内雇用者(除く役員、特殊関係者)給与等支給額が、(i)基準雇用者給与等支給額(平成25年4月1日以後最初に開始する事業年度の直前事業年度の国内雇用者給与等支給額)より2%(平成27年4月1日から28年3月31日までに開始する事業年度については3%、平成28年4月1日以後開始事業年度については5%)以上増加し、かつ(ii)その事業年度の直前事業年度の国内雇用者給与等支給額以上であり、かつ(iii)その事業年度と直前事業年度で継続して給与等の支給をうけた国内雇用者につき、その事業年度の平均給与等支給額(国内雇用者給与等支給額/月別の給与等支給者の合計)がその事業年度の直前事業年度の平均給与等支給額を超える場合には、その事業年度の国内雇用者給与等支給額が基準雇用者給与等支給額を超える金額の10%相当額の税額控除(税額控除前の法人税額の20%限度)が受けられます。